公立佐賀中央病院医療廃棄物収集・運搬及び処分業務（単価契約）　仕様書

本仕様書は、公立佐賀中央病院（以下「病院」という。）から排出される医療廃棄物の収集・運搬及び処分業務を委託するための基本的事項を定めるものである。受託者は、病院の公共性及び特殊性を十分に認識し、関係法令を遵守して適正に業務を遂行しなければならない。なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の性質上当然必要とされる作業については、病院担当者の指示に従い、相互協力して実施するものとする。

１　業務名

公立佐賀中央病院医療廃棄物収集・運搬及び処分業務（単価契約）

２　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

３　委託対象事業場

名称：公立佐賀中央病院

所在地：佐賀県多久市東多久町大字別府３５６２番地

４　法の遵守

医療廃棄物の処理にあっては「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省。最新の改訂版を含む。）等、関係法令及びガイドラインに基づいて適正に実施すること。

５　業務内容

（ア）病院から排出される医療廃棄物を収集・運搬及び処分すること。

（イ）マニフェスト（産業廃棄物管理票）の発行及び適切な管理を行うこと。

（ウ）医療廃棄物専用容器（段ボール、ポリ容器）を必要数供給すること。

（エ）種類及び予定排出量については次のとおりとする。予定排出量は、過去実績を基にした見込みであり、増減することがある。

種類	内容物	年間予定排出量
ダンボール 50Ｌ（外寸 290×440×430）	血液付着、感染症に使用	4,000 個
ポリ 20Ｌ(サンペールＫ＃20)	鋭利な感染性廃棄物	50 個
ポリ 50Ｌ(サンペールＫ＃50)	鋭利な感染性廃棄物	550 個

6　実施方法

（ア）受け入れた医療廃棄物は、関連する法令に基づき処理を行うこと。

（イ）収集運搬頻度は原則として週１回病院が指定する曜日に収集する。指定の曜日が祝日または振替休日にあたる場合の収集の有無については、病院と受託者が別途協議して定める。

（ウ）収集・運搬する車両は、容器の破損、内容物の飛散防止等を考慮すること。また、感染性廃棄物を運搬する車両は、悪臭等が発生しないように保冷設備を有していること。

7　入札額

入札は、各品目の予定数量に単価を掛け合わせた金額の合計金額で行う。

単価は各品目の「1 個当たり処分に係る単価（税抜）」とし、収集運搬・処分費のほか、専用容器の代金・処理費用を含むものとする。詳細な費用負担は以下のとおり。

項目	病院	受託者
廃棄物梱包容器（プラスチック・段ボール）		○
医療用針捨て box	○	
廃棄物梱包容器用スタンド	○	
廃棄物梱包資材（ビニール袋・ガムテープ）	○	
マニフェスト用紙代		○

8　一般事項

（ア）受託者は、天候等により仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じた場合は、病院と協議する。

（イ）業務中異常を認めたときで、緊急を要する場合は、速やかに病院に報告する。

（ウ）受託者は「個人情報保護法」の遵守は勿論のこと、業務従事者全てに業務上知り得た患者等の個人情報について第三者に漏洩してはならない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

（エ）受託者は受託業務を円滑に遂行する為、業務従事者の中から管理責任者を選任し、次の職務を行わせる事。また、管理責任者は、日本産業廃棄物処理振興センターが行う「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了したもの、若しくはそれらと同等である事の認定を受けた者とする。

①当院との連絡調整

②業務従事者に対する業務の指揮・監督・指導・教育

③廃棄物及び再資源物についての法令等についての情報収集と報告

（オ）受託者は病院の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

（カ）受託者は本契約の満了または解除に伴い業務を引継ぐ時は、病院の運営に支障のないように引継がねばならない。

（キ）受託者は、病院が廃棄物に係る帳簿類の提出を求めた際は、速やかに提出するように努めなければならない。

（ク）受託者は、廃棄物関連の行政への報告書について、作成を協力しなければならない。

９　契約の解除

受託者の義務違反により病院が本契約を解除した場合は、受託者は、解除された後もその廃棄物に対する本件契約区分に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処理業務を自ら実行するか、若しくは病院の承諾をえたうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

１０　契約解除等の場合の賠償

受託者の責めに帰すべき事由に伴う契約の解除等により受託者に生じる損害について、病院はその損害を賠償しない。

１１　その他

（ア）受託者は、業務従事者の健康管理及び服務規律の維持に責任を負うこと。

（イ）受託者は、業務従事者の病院内等での行為について全ての責任を負うこととし、業務上で負傷または死亡したときにおいても同様とする。

（ウ）業務従事者が病毒伝染の危険のある疾患等に罹患した時は、当該従事者を業務に従事させてはならない。

（エ）受託者は、受託エリアおよび使用機器に係る環境を常に良好に保ち、整理整頓および清掃に努めること。

（オ）この仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合や検討が必要な事項が発生した場合は双方が協議して決めることとする。